

安心生活創造事業3原則

①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

・基盤支援サービス対象者の把握

平成20年度リスト 高齢者、障害者、生活保護、ひとり親世帯、要介護者のデータ整理
住民票データ全市1、710世帯 施設入所者、民生児童委員の世帯調査後1, 012世帯

・各保健福祉サービスセンターでの把握リストの整理

4エリア合計世帯 3, 266世帯

・上記のデータを整理して、台帳作成および新たな支援が必要な世帯の調査とニーズ把握の訪問リストを作成する。

安心生活創造事業3原則

②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

- ゾーンの設定(サービス地域の設定)
現在保健福祉サービス地域(エリア)として市内を4エリアをゾーンとして設定
東部、西部、中部、北部エリア
- 各ゾーンの訪問員2名を配置し、見守り訪問開始(平成21年10月から)
- 庁内推進体制の整備
健康福祉部 地域福祉推進課、4保健福祉サービスセンター、産業経済部工業労政課、市
社会福祉協議会で推進チームを設置
月1回打合せ会議を開催(現在は、健康福祉部内のチーム会議を開催)
- 地域での見守り等支援体制の整備
市内9地区および7行政区において地域福祉行動計画を策定し、計画の推進により身近な地
域で基盤支援の必要な人への見守り支援の体制整備を進める。

安心生活創造事業3原則

③それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

ファンド創設のための体制づくり

ファンドを市内10地区に設置する方向で体制づくりを進める

- 共同募金の活用の検討
共同募金会茅野分会と市内の共同募金再配分について打ち合わせを進めている。
- 企業からの寄付の検討
市内のイオン企業での寄付 レシート募金の検討
* 市内企業がイオンから独立予定で現在保留
市内の企業等からの寄付方法について工業労政課と打ち合わせ
- 地域での募金のしくみづくりの検討
庁内及び社会福祉協議会との推進チームで検討